

市税を納めるには

■ 納める場所

ア 金融機関の窓口

- 利用可能な金融機関の窓口（令和6年4月1日現在）

足利銀行	群馬銀行	鹿沼相互信用金庫	宇都宮農業協同組合
りそな銀行	大東銀行	烏山信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局
埼玉りそな銀行	栃木銀行	ハナ信用組合	
山形銀行	東日本銀行	横浜幸銀信用組合	
東邦銀行	栃木信用金庫	中央労働金庫	

- eL-QR を利用した納付に対応した金融機関
（eL-QR が印字された納付書に限る）

e L T A X ホームページ
対応金融機関



イ 全国のコンビニエンスストア（バーコードが印字されている納付書で納期限内のものに限る。1件30万円を超えるものを除く）

ウ ペイジー

- 金融機関の ATM（ペイジーマークのある納付書で、ペイジーが利用可能な ATM を備えている下記金融機関に限る）
- パソコン、携帯電話のインターネットバンキング（ペイジーマークのある納付書で、ペイジーが利用可能な下記金融機関と事前に契約をしている場合に限る）

- 利用可能な金融機関（令和6年4月1日現在）

A T M			
足利銀行 みずほ銀行 りそな銀行	埼玉りそな銀行 群馬銀行 宇都宮農業協同組合	ゆうちょ銀行	
イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ			
足利銀行 みずほ銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行	東邦銀行 群馬銀行 常陽銀行 筑波銀行	栃木銀行 東日本銀行 栃木信用金庫 鹿沼相互信用金庫	烏山信用金庫 中央労働金庫 宇都宮農業協同組合 ゆうちょ銀行

- 地方税お支払サイト（eL-QR が印字された納付書で、eL-TAX ホームページに掲載されている利用可能な金融機関と事前に契約をしている場合に限る）

※ ペイジーで納付の場合、領収書は発行されません。また、納税証明書等の発行可能時期は、ご利用の金融機関によって異なります。

e L T A X ホームページ
対応金融機関



地方税お支払サイト



エ クレジットカード（インターネットを利用した地方税お支払サイトから納付。納期限内のものに限る）

地方税お支払サイトURL <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイトQRコード



● 利用可能なクレジットカード

VISA	JCB	Diners Club
Mastercard	American Express	

※ クレジットカードで納付の場合、領収書は発行されません。また、納税証明書等が発行可能になるのには、手続き完了から約1週間かかります。

※ 金額に応じ、システム利用料が別途かかります。

お手続き前に市のホームページで注意事項をご確認ください。

オ スマートフォン決済アプリ（スマートフォン決済アプリから納付書の eL-QR を読み込んで納付。納期限内のものに限る）

● 利用可能な決済アプリ(eL-QR 読み込み)

利用可能な決済アプリは順次更新されます。市ホームページから「地方税お支払サイト」のよくあるご質問からご確認ください。

※ スマートフォン決済アプリで納付の場合、領収書は発行されません。

お手続き前に市のホームページで注意事項をご確認ください。

カ 市の各地区市民センター及び出張所（ただし、バンバ出張所は午前 10 時から午後 7 時まで、納付書持参の場合は、土・日・祝日でも可。年末年始を除く）

キ 市役所開庁日の午後4時 30 分から午後7時までは、市税は市役所本庁舎の納税課（2階 C10 番窓口）、国民健康保険税は保険年金課（1 階 A15 番窓口）

宇都宮市ホームページ 納付方法について



■ 市税の滞納

納期限までに市税を納めないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状をお送りし、それでも納付がない場合は、やむを得ず滞納している方の財産の差押を行い、その財産を取立てや公売することにより市税に充当します。

また、延滞金も合わせて納めていただくことになります。事情により納税することが困難な場合は、市税は納税課に、国民健康保険税は保険年金課に速やかにご相談ください。

■ 延滞金

納期限を過ぎて納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、本来納めるべき税額のほかに、以下の割合を乗じて計算した延滞金を納めなくてはなりません。

【延滞金の割合の推移】

	期間	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過する日以後の期間	特例基準割合※
①	平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%	4.3%
②	平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	1.9%
	平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	1.8%
	平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	1.7%
③	平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
	令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%	1.5%
	令和4年1月1日～令和6年12月31日	2.4%	8.7%	1.4%

※ 令和3年1月1日以後は延滞金特例基準割合

- ① 平成22年1月1日から平成25年12月31日までの割合
 - ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
特例基準割合（※1）
 - ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日以後の期間
年14.6%
- ② 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの割合
 - ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
特例基準割合（※2）に年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合
 - ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日以後の期間
特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合
- ③ 令和3年1月1日以後の割合
 - ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

次ページへ続く

延滞金特例基準割合（※3）に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合

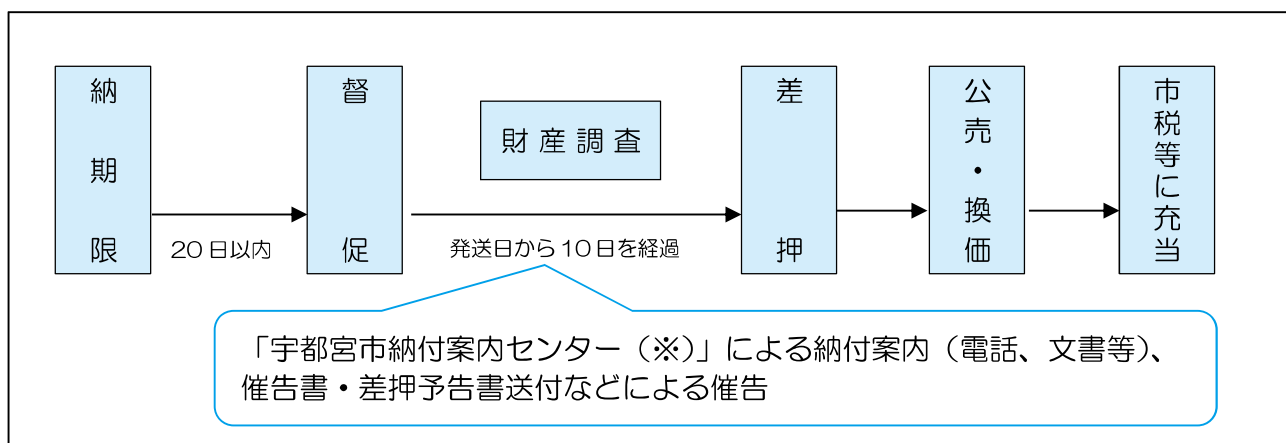
- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日以後の期間

延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合

- ※1 日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合
- ※2 各年の前々年10月から前年9月までの各月における短期貸付の平均利率として、財務大臣が告示した割合に、年1%の割合を加算した割合
- ※3 各年の前々年9月から前年8月までの各月における短期貸付の平均利率として、財務大臣が告示した割合に、年1%の割合を加算した割合

■ 滞納処分

市税を滞納したまましていると、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な市税を確保するために、その人の財産（不動産、預貯金、給与、生命保険金、自動車など）を差押え、さらにこれらの財産を公売、換価するなどの滞納処分を行います。



※ 宇都宮市納付案内センター

委託契約した民間業者の専門オペレーターが、平日（月曜日から木曜日）の午後0時から午後8時まで、土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで、電話又は文書による自主納付の呼びかけを行います。また、電話がつながらなかった人に対し、携帯電話やスマートフォンへSMS（ショートメッセージサービス）を利用し、お知らせのメールを送信しています。

■ 審査請求

市が行う課税や滞納処分（差押など）に不服があるとき、納税者は市長に対して一定期間（3か月）以内に文書で審査請求をすることができます。また、処分の取消については、審査請求の裁決後6か月以内に、市を被告として訴えることができます。

■ 納税の猶予

納税者などが災害を受けたり、病気にかかったりした場合や事業を廃止・休止した場合などで、一度に納税することが困難と認められるときは、納税者などの申出により納税が一定期間猶予されることがあります。市税は納税課（2階C10番窓口）に、国民健康保険税は保険年金課（1階A15番窓口）にご相談ください。

口座振替

《市税の納付は口座振替が便利》

◆ 口座振替とは

納期ごとに、ご指定の預貯金口座から自動的に振り替える制度です。納めるために金融機関に向く必要がないので、忙しい人、不在がちの人には、納め忘れの心配がなく大変便利です。

■ 口座振替できる税

- 市民税・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産）
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税

口座振替について



■ 申込み方法

ア Web から申込む方法

パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、簡単に口座振替の申込みができます。お手続きや詳しい説明は市ホームページをご覧ください。

イ ペイジー口座振替受付サービス

市役所窓口や各地区市民センター・出張所窓口では、モバイル決済端末機を利用し、キャッシュカードと暗証番号入力で、簡単に口座振替の申込みができます（預貯金通帳と通帳の届出印は不要）。

「キャッシュカード」を持参し、市役所納税課、保険年金課又は各地区市民センター・出張所までお越しください。

ただし、取扱いできる金融機関は、以下に限ります。

足利銀行	栃木信用金庫	烏山信用金庫	宇都宮農業協同組合
栃木銀行	鹿沼相互信用金庫	中央労働金庫	ゆうちょ銀行

ウ 金融機関へ直接申込む方法

金融機関【次ページ「オ 取扱金融機関」参照】の窓口に備えてある「宇都宮市税口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳の届出印を押して金融機関の窓口に提出してください。

● 申込みに必要なもの

通知書番号がわかるもの（納税通知書・納付書など）、預貯金通帳と通帳の届出印

● 振替の開始

金融機関に毎月 20 日までに申込みをしていただくと、翌月末の納期から振替開始となります。毎月 20 日を過ぎた申込みは翌々月末の納期から振替開始となります。

エ 市に直接申込む方法

市ホームページ（HPアドレスは裏表紙参照）から「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を印刷するか、市税のしおりの90ページの「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を切り取って必要事項を記入し、通帳の届出印を押印の上、切手を貼って下記の宛先まで郵送してください。

【宛先】

〒320-8540（宇都宮市役所専用郵便番号）
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
納税課 納税管理グループ

● 振替の開始

納税課到着月の翌々月末の納期から振替開始となります。

オ 取扱金融機関（令和6年4月1日現在）

足利銀行	東邦銀行	栃木銀行	ハナ信用組合	楽天銀行
みずほ銀行	群馬銀行	東日本銀行	横浜幸銀信用組合	PayPay 銀行
りそな銀行	常陽銀行	栃木信用金庫	中央労働金庫	
埼玉りそな銀行	筑波銀行	鹿沼相互信用金庫	宇都宮農業協同組合	
山形銀行	大東銀行	烏山信用金庫	ゆうちょ銀行	

注意

- 一度手続きをすると、解約の申し出がない限り翌年以降も口座振替になります。
- 振替日（口座引落日）は、各納期の末日です。振替日（口座引落日）の前日には、残高の確認をお願いいたします。【⇒P86「納税カレンダー」参照】
- 一括納付の振替日（口座引落日）は、第1期の納期の末日です。
- 一括納付が振替不能だった場合は、その年度は各期での振替になります。なお、翌年度は、また一括振替になります。
- 年度途中で一括納付の申込みをされる場合は、その年度は各期での振替となり、翌年度から一括振替になります。
- 納期限を過ぎた税金の振替はできません。
- 口座振替済通知書は原則として送付しておりません。通帳の記帳により確認してください。なお、必要な方には発行しますので、下記までご連絡ください（国民健康保険税を除く。）。また、軽自動車税は、車検対象車両（軽三輪・四輪を除く）の場合、6月に軽自動車税納税証明書を、国民健康保険税は、社会保険料控除の対象となりますので、毎年1月下旬に世帯主宛てに「納付済額通知書（確定申告用）」を郵送します。

【口座振替についてのお問い合わせ】

- 理財部 納税課 納税管理グループ ☎028-632-2189
- 保健福祉部 保険年金課 収納グループ ☎028-632-2324

市税の証明書・閲覧

■ 証明書

各種証明書は、税制課（2階C8番窓口）、各地区市民センター・各出張所の窓口で年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで（税制課は午後7時まで）、交付しています。

ご不明な点は、税制課諸税証明グループ（☎028-632-2187）にお問い合わせください。

※ バンバ出張所のみ平日午前10時から午後7時まで、各種証明書を交付しています。

※ 住宅用家屋証明書については、午後5時15分までの交付となります。

種類	摘要	主な使いみち	手数料
納税証明書		資金借入、保証人、ビザの更新など	1枚 300円
継続検査用納税証明書		軽自動車（軽四輪など）の車検	無料
完納証明書		資金借入など	1枚 300円
所得証明書		扶養申請、年金申請など	1枚 300円
課税証明書		公営住宅入居、ビザの更新など	1枚 300円
課税証明書（児童手当用）		児童手当申請	1枚 300円
営業（所在地）証明書		車両登録など	1枚 300円
評価証明書		借入、相続、農地転用など	1枚 300円
課税標準額証明書		確定申告など	（土地・家屋、償却資産は別々の証明書になります。 また、土地・家屋は、1枚6物件まで記載しています。 償却資産は1事業所1枚です。）
登録事項証明書		表示登記申請など	
償却資産登録事項証明書		償却資産の確認	
課税台帳無登録証明書		開発行為、分家住宅など	
住宅用家屋証明書		登録免許税の軽減	1枚 1,300円

POINT

所得証明書・課税証明書はコンビニ等でも取得できます！

コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）でマイナンバーカードを利用し、土・日曜日、祝休日でも証明書を取得できます。

キオスク端末で取得できる証明書は、いずれも最新年度のみです。なお、課税証明書（児童手当用）はキオスク端末では取得できません。

宇都宮市を転出した方や、証明する年度の1月2日以降に転入した方は、キオスク端末では取得できません。

- 利用時間 午前6時30分～午後11時（ただし、メンテナンス時を除く）
- 利用できる場所 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど
- 持ち物 利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカード（個人番号カード）
- 手数料 1枚200円（窓口手数料より100円安くなっています）

市役所本庁舎の行政キオスク端末でも同様に所得証明書・課税証明書を取得できます！
利用時間は、午前8時30分～午後7時（土日祝日を除く）で、持ち物・手数料については同様です。

■ 閲覧

各種閲覧は、資産税課（2階C3番窓口）で行っています。詳しくは、資産税課管理グループ（☎028-632-2243）にお問い合わせください。

※ 本庁のみの取扱いとなります。

種類	摘要	主な使いみち	手 数 料
課 税 台 帳 閲 覧		資産の確認など	1 回 300 円
地 籍 図 複 写		土地の所在や形状の確認	1 枚 300 円
地 籍 図 閲 覧		（実測図ではありませんのでご注意ください）	1 回 300 円

※ 地籍図の閲覧・複写の申請には、本人確認書類、委任状は不要です。

■ 窓口での証明書の交付・閲覧申請をするときに必要なもの

区 分	本人確認書類 ※1	委任状 ※2	そ の 他
個人の証明書を申請する場合	本人	○	
	本人と同居の親族（住民票で世帯が同一である親族）	○	○ （市外に住民票がある方は、税証明の申請日時時点で同一世帯の親族であることが確認できる住民票）
	本人から委任を受けた人	○ 本人作成の委任状	
	本人が死亡している相続人	○	○ （認証文付き法定相続情報一覧図の写し、被相続人・相続人の戸籍謄・抄本など）
	本人が死亡している相続人から委任された人	○ 相続人作成の委任状	
法人の証明書を申請する場合	法人登録印を持参できる場合	○ 申請者 （窓口に来る人のもの）	○ （法人登録印を持参し、申請書に押印）
	法人登録印を持参できない場合	○ 申請者 （窓口に来る人のもの）	○ 法人登録印の押印がある法人の委任状

※1 本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

※2 委任状…委任した人の住所・氏名・押印（ゴム印やスタンプ印ではなく、朱肉で押印する印章で押印してください。ただし、本人自署の場合は押印を省略できます）、委任の内容、委任された人の住所・氏名の記載が必要です。委任状は、市のホームページから印刷できますが、便箋などで作成しても結構です。

注意

- ・ 納税証明書（軽自動車継続検査用を含む）や完納証明書の交付を申請する際、3週間程度前までに納付された市税がある場合は、領収書を持参してください。
- ・ 法人の所在地証明書については、当該法人からの委任状は不要です。交付申請者の本人確認書類を持参してください。
- ・ 軽自動車継続検査用納税証明書については、本人確認書類、車検証（写しでも可能）を持参してください。ただし、電子車検証が交付されている場合は、自動車検査証記録事項（写しでも可能）を持参してください。なお、所有者又は使用者以外の申請でも委任状は不要です。
- ・ 住宅用家屋証明書の申請には、様々な添付書類が必要ですので、税制課諸税証明グループ（☎028-632-2187）にお問い合わせください。なお、本人以外の申請でも委任状は不要です。
- ・ 借地人・借家人が、借地・借家対象資産についての証明書の交付申請や固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、権利関係・権利対象物件を示す賃貸借契約書などが必要となります。

■ 郵送による証明書の交付申請

下表の書類を同封して郵送してください。

申 請 書	ホームページから印刷できます。下記事項を便箋などに記入して作成しても結構です。 ※ 申請書には、平日の日中に連絡がとれる申請者の電話番号を必ず記載してください。 ・ 申請者の現住所・氏名（署名又は記名・押印）・生年月日 ・ 使用目的（年金申請など） ・ 証明書の種類、必要年度、通数 ・ 平日の日中に連絡が取れる電話番号
本人確認書類の写し	本人及び現住所が確認できる部分の写しが必要です。
証明手数料の金額分の 定 額 小 為 替	定額小為替をゆうちょ銀行又は郵便局で購入してください。切手、その他金券では受け付けませんので、ご注意ください（定額小為替の氏名等の欄には記入せずお送りください）。
返 信 用 の 封 筒	市販の封筒に切手を貼り、送り先（申請者の住所・氏名）を記入してください。
委任状、その他の書類 （必要な場合のみ）	必要な書類については、P73の表をご覧ください。委任状以外は写しでも結構です。

※ 住宅用家屋証明書は、原則、郵送による申請はできません。

【申請書の送付先】

〒320-8540（宇都宮市役所専用郵便番号）
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

※ 地籍図複写については、宛先を資産税課管理グループ宛てにしてください。

市税の納付・証明書の

Q&A

納付書を紛失してしまったらどうしたらいいの？

Q 納付書を紛失してしまったのですが、どうしたらいいですか？

A 納付書を再発行しますので納税課へご連絡ください。

また納付書をお持ちでなくても、次の市の窓口であれば納付することができます。

- 市役所 2 階納税課窓口（平日の午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）
 - 各地区市民センター、出張所窓口（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- ※ バンパ出張所は、平日の午前 10 時から午後 7 時まで（年末年始を除く）

転入・転出した場合、所得証明書・課税証明書はどこで取得できるの？

Q つい最近引っ越しをしましたが、所得証明書・課税証明書はどこで取得できますか？

A 所得証明書・課税証明書は原則、その年の 1 月 1 日に住所があった市区町村で取得できます。そのため、令和 6 年 1 月 1 日に宇都宮市に住所があった人は、令和 6 年度の所得証明書・課税証明書を宇都宮市で交付します。宇都宮市外に住所があった人は、令和 6 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村に、お問い合わせください。

※ 令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月分の所得が記載されているもの

亡くなった人の固定資産の評価証明書はどのように取得できるの？

Q 亡くなった人の評価証明書を取得したいのですが、どうすればいいですか？

A 亡くなった人の評価証明書は、相続人であれば取得できます。申請される相続人の方の本人確認書類（マイナンバーカード等）のほかに、その方の亡くなった事実と相続関係が確認できる書類（認証文付き法定相続情報一覧図の写し、除籍謄本、戸籍謄本等）が必要になります。

現年度の途中で名義変更をした場合、固定資産の評価証明書を取得できるの？

Q 年度の途中で固定資産の名義を変更したのですが、評価証明書は取得できるのですか？

A 取得できます。ただし、納税義務者の住所氏名欄は削除された証明書となります。申請される新名義の方の本人確認書類（マイナンバーカード等）のほかに、名義が変更になったことが確認できる書類（登記簿謄本）が必要になります。

所得証明書・課税証明書は、無収入でも取得できるの？

Q 所得証明書・課税証明書は、無収入でも取得できますか？

A 取得できます。ただし、無収入であることの申告をしていない人は、所得証明書・課税証明書を取得できません。なお、扶養者が宇都宮市に申告等をしている場合には、その被扶養者の所得証明書・課税証明書を交付しています。